

特定行為研修の研修内容等に関する意見

平成 30 年 12 月 14 日

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会

特定行為に係る看護師の研修制度は、チーム医療の一層の推進が求められるなか、チーム医療のキーパーソンである看護師が、急性期や慢性期、在宅医療等の様々な場で、患者の状態を自律的に判断し、より安全かつ適切なタイミングで患者に必要な医療を提供し、治療と生活の両面から患者を支えるなど、広く活躍することが期待されていることから、このような実践能力を有する看護師を養成するために創設された。本制度は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保助看法」という。）の一部が改正され、平成 27 年 10 月から施行されている。保助看法では、厚生労働大臣は、特定行為又は特定行為研修の基準に係る厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないとされている。

また、本制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 2 条第 4 項の規定に基づき、その施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うとされている。

医道審議会保健師助産師看護師分科会の下に設置されている看護師特定行為・研修部会では、本制度の施行後、施行状況の評価等を踏まえ、特定行為研修の研修内容等について審議を行ってきたところであり、以下のとおり意見を取りまとめた。

厚生労働省においては、本部会の意見を十分に踏まえ、厚生労働省令等の整備等を着実に実施されたい。

1 特定行為研修における特定行為のパッケージ化について

（1）特定行為のパッケージ化について

- 在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域及び術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とする。
- 各領域においてパッケージ化する特定行為は、以下の表の左欄のとおりとする。
- また、左欄に掲げる特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修については、右欄に掲げる時間数以上であることとする。また、加えて、行為の難度に応じて 5 例又は 10 例程度の症例で実習を行うこととし、実習は病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこととする。

<在宅・慢性期領域>

特定行為	時間
気管カニューレの交換	8
胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	1 6
褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	2 6
脱水症状に対する輸液による補正	1 0

<外科術後病棟管理領域>

特定行為	時間
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9
侵襲的陽圧換気の設定の変更	1 7
非侵襲的陽圧換気の設定の変更	
気管カニューレの交換	8
低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	1 3
胸腔ドレーンの抜去	
腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	8
中心静脈カテーテルの除去	7
末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8
創部ドレーンの抜去	5
直接動脈穿刺法による採血	8
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	1 0
硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8
持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	1 4
持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	

<術中麻酔管理領域>

特定行為	時間
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9
侵襲的陽圧換気の設定の変更	1 7
人工呼吸器からの離脱	
直接動脈穿刺法による採血	1 3
橈骨動脈ラインの確保	
脱水症状に対する輸液による補正	1 0
硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8
持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	1 0

2 特定行為研修の内容及び時間数について

(1) 共通科目について

- 共通科目の研修内容について、基礎教育での既習内容や科目間の重複分の削減、科目横断的に演習や実習を行うことによる研修内容の精錬化を図り、各科目の内容及び時間数を以下のとおりとする。

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学	30
臨床推論	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1. 診断のプロセス 2. 臨床推論（症候学を含む）の理論と演習 3. 医療面接の理論と演習・実習 4. 各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/病理検査/微生物学検査/生理機能検査/その他の検査 5. 画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線検査/超音波検査/CT・MRI/その他の画像検査 6. 臨床疫学の理論と演習	45
フィジカルアセスメント	身体診察・診断学（演習含む）を学ぶ 1. 身体診察基本手技の理論と演習・実習 2. 部位別身体診察手技と所見の理論と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/胸部/腹部/四肢・脊柱/泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/神経系 3. 身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 4. 状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	45
臨床薬理学	薬剤学、薬理学を学ぶ 1. 薬物動態の理論と演習 2. 主要薬物の薬理作用・副作用の理論と演習 3. 主要薬物の相互作用の理論と演習 4. 主要薬物の安全管理と処方の理論と演習 ※年齢による特性（小児/高齢者）を含む	45
疾病・臨床	主要疾患の病態と臨床診断・治療を学ぶ	30

病態概論	主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/腎泌尿器系/内分泌・代謝系/免疫・膠原病系/血液・リンパ系/神経系/小児科/産婦人科/精神系/運動器系/感覚器系/感染症/その他	
	状況に応じた臨床診断・治療を学ぶ 1. 救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 2. 在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	10
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程（理論、演習）を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1. 特定行為実践に関連する医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証（Quality Care Assurance）を学ぶ ① 医療倫理 ② 医療管理 ③ 医療安全 ④ ケアの質保証	45
特定行為実践	2. 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践（Inter Professional Work (IPW)）（他職種との事例検討等の演習を含む）を学ぶ ① チーム医療の理論と演習・実習 ② チーム医療の事例検討 ③ コンサルテーションの方法 ④ 多職種協働の課題 3. 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ① 特定行為関連法規 ② 特定行為実践に関連する患者への説明と意思決定支援の理論と演習 4. 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ ① 手順書の位置づけ ② 手順書の作成演習 ③ 手順書の評価と改良	

（２）区分別科目について

- 区分別科目の研修内容について、共通科目と区分別科目における研修内容の重複分を共通科目の中で学ぶこととする。

- 以下の表の左欄に掲げる区分別科目は右欄に掲げる時間数以上であることとする。
- また、現行では、区分別科目の時間内で実習を行うこととしているが、区分別科目の時間とは別に、行為の難度に応じて5例又は10例程度の症例数で実習を行うこととする。

区分別科目	時間
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	2 9
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8
循環器関連	2 0
心 ^{のう} 嚢ドレーン管理関連	8
胸腔ドレーン管理関連	1 3
腹腔ドレーン管理関連	8
ろう孔管理関連	2 2
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	7
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	8
創傷管理関連	3 4
創部ドレーン管理関連	5
動脈血液ガス分析関連	1 3
透析管理関連	1 1
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	1 6
感染に係る薬剤投与関連	2 9
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	1 6
術後疼痛 ^{とう} 管理関連	8
循環動態に係る薬剤投与関連	2 8
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	2 6
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	1 7

- なお、実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うことを留意事項として加える。